

令和 8 年 度



事業計画書

社会福祉法人 府中市社会福祉協議会

目 次

基本方針	1
I 社会福祉事業	
1 地域福祉活動推進事業	
(1) 法人運営事業	6
(2) 地域福祉事業	11
(3) 在宅福祉助け合い等事業	15
(4) ボランティア活動推進事業	18
(5) 地域福祉活動助成金交付事業	20
(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東社協受託事業）	21
(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東社協受託事業）	21
(8) 福祉サービス利用援助事業（東社協受託事業）	22
(9) 福祉サービス利用者総合支援事業	22
(10) 地域包括支援センター推進事業	24
(11) 多機関協働事業（市受託事業）	25
2 心身障害者福祉センター管理運営事業	
(1) 指定管理事業	26
(2) 障害者就労支援事業（市受託事業）	30
3 子ども発達支援センター運営事業	
(1) 発達相談・発達支援	31
(2) 児童発達支援事業	32
(3) 地域支援・相談支援	33
4 府中ケアサポートセンター運営事業	
(1) 訪問介護事業等（法人独自事業）	34
(2) 居宅介護支援事業（法人独自事業）	34
(3) 居宅介護事業等（法人独自事業）	34
(4) さわやかサービス事業（法人独自事業）	35
(5) 子育て世帯訪問支援事業（市受託事業）	35
5 は～もにい運営事業	
(1) は～もにい運営事業	36
(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業（市受託事業）	37
6 応急小口資金貸付事業	
(1) 応急小口資金貸付事業	37
(2) 短期貸付事業	37
7 歳末たすけあい運動事業	
(1) 歳末たすけあい運動事業	37
II 公益事業	
1 ふれあい会館管理運営事業受託事業	
(1) 指定管理事業	38
2 地域包括支援センター運営事業	
(1) 地域包括支援センター事業	38
(2) 指定介護予防支援事業	40
(3) 要介護認定事業（市受託事業）	40
(4) 高齢者住宅管理事業（市受託事業）	41
(5) 介護予防事業（市受託事業）	41
III 収益事業	
1 販売事業	42
IV その他の事業	
1 その他の事業	
(1) 赤い羽根共同募金	42

令和8年度 事業計画

基本方針

1 法人運営

(1) 自主財源の確保と効果的・効率的な事業運営等

先行きの見えない物価高騰の影響や、委託事業の増加などにより事業費・人件費ともに、増加傾向が続いています。一方このことに伴い賃金をはじめ組織の体制づくりや事業運営などへの影響も続いています。このような中、安定的な法人運営を行うには自主財源の確保の強化はもとより、法人全体でさらなる市民サービスの提供の向上に努めながら、コスト意識の浸透を図ることも求められます。引き続き市民への周知活動及び、府中市や関係機関・団体、企業等との連携も一層深め、会員の増強及び自主財源の確保等に努め、より効果的・効率的な事業運営に努めます。

(2) 職員の育成・定着の強化

近年は国内で業種を問わず、人材不足が課題となっており、人材の確保が今後もより大きな課題になってきます。一方、当協議会ではここ数年で委託事業の受託等により、職員規模・専門職も大幅に増加しています。確保した人材の育成・定着のために、引き続きOJT研修、新任職員研修や階層別研修等に積極的に参加を促し、安定的な法人運営と、職員が働きやすい環境づくりに努めます。

2 第4次地域福祉活動計画の推進及び評価と第5次地域福祉活動計画の策定

「第4次地域福祉活動計画（あったか府中ささえあいプラン）が計画の最終年を迎え、当該計画の6年間の成果を評価するとともに、令和9年度からの「第5次地域福祉活動計画」の完成に取り組みます。

3 わがまち支えあい協議会の拡充

より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体が、地域の「困りごと」に気づき、それを我が事として共有し、協力して解決していく協議体である「わがまち支えあい協議会」が11の文化センター圏域で活動しています。令和8年度も引き続き地域福祉コーディネーター活動の推進とともに、地域住民や関係団体と連携し、顔の見える関係を築きながら、さらなる拡充へ向け取り組んでいきます。

4 地域福祉・生活支援コーディネーター活動の推進

(1) 地域福祉コーディネーター活動

個別の課題に対する一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）を行うとともに、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の問題として認識し解決できるような活動（地域支援）を、「わがまち支えあい協議会」のみなさんと創りだし、地域力を高めるための取り組みを実践します。

(2) 生活支援コーディネーター活動

高齢者等が住み慣れた地域で安全で安心して在宅生活を継続していくために、必要な生活支援・介護予防サービスの提供体制をさまざまな機関と連携し、創りだします。

5 困りごと相談会の拡充（相談拠点の拡充）

従来週1回開催であった困りごと相談会を、各文化センターで週3日に開催するべく、令和3年度から取り組んできましたが、令和8年度に2か所の文化センターでの増回により、全ての文化センターで週3日開催となります。今後も、相談者に寄り添い困りごとの解決に向け相談体制を強化します。

6 ひきこもり家族会の立ち上げ支援（新規）

令和4、5年度に実施した「地域アンケート」の結果から、ひきこもり当事者を抱えている世帯がいる実態を把握しています。調査研究を重ね、令和7年度わがまちタウンミーティングにて「ひきこもり家族支援」をテーマとし広く住民を対象に地域課題を考える講演会を実施しました。講演会に出席されたひきこもり当事者家族を対象に月に1回ひきこもり家族会を企画し、家族が抱えている悩みを話せる場を開催し、段階的に参加者を中心とした「ひきこもり家族会」になるよう後方支援する体制づくりを目指します。

7 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施

災害発生後、府中市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、有事の際に全国から集まるボランティアと、様々な地域ニーズのマッチングを担う災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した訓練を実施するとともに、有事に備え平時からさまざまな関係機関と連携強化を図ります。

8 防災まち歩きの実施

市内11の文化センター圏域（わがまち支えあい協議会圏域）において、平時から、障害のある当事者の方を中心とした要援護者及び家族とともに、地域住民・自主防災連絡会・自治会・行政担当者・地域福祉コーディネーター等が、居住地域を歩きながら、自分の住むまちをよく観察することによって、有事への備えや日ごろからの住民同士のつながりについて考える機会をつくります。

9 社会福祉法人等の地域公益活動

社会福祉法の定めによる地域における公益的な取り組みを実施する責務に対し、市内に法人本部を置く社会福祉法人に限らず、医療法人やNPO法人、さらには一般企業へも働きかけ、「わがまち支えあい協議会」のみなさんと一体となり、地域活動を活性化します。

10 府中ケアサポートセンター事業の廃止を見据えた事業展開

府中ケアサポートセンターの訪問介護事業、居宅介護支援事業、障害者等居宅介護・同行援護事業、地域生活移動支援事業は、令和8年度末に事業廃止としますので、利用者及び家族の意向を踏まえながら、関係機関と連携し円滑に他事業所等へ移行できるよう努めます。

11 権利擁護センターふちゅうの推進

(1) 中核機関としての市民や関係機関への周知

従来から培ってきた、成年後見制度推進機関としての機能をベースに、府中市成年後見制度利用促進基本計画で位置づけられた中核機関として、地域連携ネットワーク等を行う「司令塔機能」と、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する協議会を運営する「事務局機能」、本人や後見人の活動等を身近で支援する関係者のチームに対する専門職等によるバックアップを担保するための「進行管理機能」の主な3点について、一人でも多くの市民や関係団体に向け、「権利擁護センターふちゅう」の新たな機能を引き続き周知します。

(2) 市民後見人の養成及び輩出

成年後見制度中核機関として、市民が市民を支える実践の場としての、市民後見人の活動がさらに幅を広げられるよう、さまざまな場面で関係機関への働きかけを行うとともに、より充実した意思決定支援と身上保護を重視した支援ができるよう努めます。

(3) 任意後見制度の利用促進

従来の成年後見制度に加え、任意後見制度の利用を希望される市民が安心して制度を利用できるよう、関係機関や専門職と連携し、任意後見制度の利用促進に努めます。また、本人が元気な段階からかかわることで、本人の意思を反映した後見活動ができるなどの任意後見制度のメリットを生かし、必要に応じて任意後見人を法人が受任できる体制を整えます。

(4) 認知症に係る知識の普及啓発及び介護者支援

認知症の方々が地域でより暮らしやすくなりかつ、介護者の方々がより明るく介護できるよう、認知症に係る講演会をはじめ、さまざまな場面で普及啓発を行います。また、介護者の会や認知症カフェを支援していくとともに、担い手である介護者応援ボランティアの拡充に努めます。

12 多機関協働事業

社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業の円滑な推進が提唱されている中、昨今の社会的孤立や生きづらさを抱えている既存の制度の対象となりづらいケース、または、多機関がかかわるうえで、世帯のマネジメントを必要としているにもかかわらず、現在の支援体制では根本的な解決策が導きづらいケースなど、さまざまな支援困難事例の支援者間の横断的な方針を検討することを目的とする足場づくりを府中

市と協働で行う事業を受託します。

13 子ども発達支援センター

(1) 相談支援体制の充実と適切な発達支援の提供

令和6年度の事業開始以降、想定を大幅に上回る新規相談件数となっています。相談開始までに2か月を超えることもあり、市の主管課と相談しながら人員や相談体制のあり方などを検討します。また、相談後につなげる発達支援の各事業において、お子さんに合わせた専門的な支援が提供できるよう、職員研修等を通して職員全体の専門性向上を図ります。

(2) 関係機関との連携と役割分担

府中市子ども発達支援センター内の各部門（総合相談、教育相談、就学相談）との役割の整理に協力し、児童発達支援部門に求められている役割を確立していきます。また、関係機関に対し児童発達支援部門の役割の理解を促し、お子さんの地域生活全体を支えるため、子育て、障害福祉、教育等の関係機関との連携に努めます。

(3) 中核機能としての地域支援の提供

保育園や幼稚園等お子さんに関わる施設に対し、連携訪問や巡回相談、関係機関職員研修等を提供します。発達支援の中核施設として地域にある関係施設の発達支援力の向上に取り組みます。

(4) 専門的事業展開を支える体制整備

よりよい発達支援を提供できるよう、専門性の高い人材の確保や育成に努めます。それぞれの職種が専門性を発揮し、多職種が連携して発達支援を進めていける体制を作ります。「あゆの子」から40年培った経験と、令和6年度に改めて委託を受けて実施してきた専門的支援の実績をもとに令和9年度以降の委託事業継続を目指します。

14 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館及び府中市立心身障害者福祉センターの2施設においては、次の事業等に取り組むとともに、関係法令を遵守した透明性の高い施設運営とサービスの向上に努めます。

(1) 府中市立ふれあい会館

引き続き地域福祉推進の拠点として、市民が安全にご利用できるよう施設管理をしてまいります。また、老朽化が進む建物設備の改修についても、府中市と協議をしながら市民サービスの低下とまらないように進めます。

(2) 府中市立心身障害者福祉センター

ア 地域リハビリ支援事業の実施（機能訓練事業の拡充）

福祉センターが持つ専門性の一つとして理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等の機能訓練に関連する専門職の配置が挙げられ、この専門性を地域の社会資源として捉え、地域の障害福祉サービス提供事業所や、そこに通う障害者宅等に必要とされる専門職を派遣し、事業所での作業活動や生活場面での具体的な助言等

を通じて、地域生活をする上でのより良い環境づくりと市内障害福祉サービス提供事業所の活動を支援します。

イ ドアtoドアによる送迎サービスの提供（循環送迎バス事業の拡充）

近年の課題として「通所する利用者の重度化と気候温暖化に伴うバス停での待機困難者が出てきている」ことや「介護者の高齢化等によりバス停までの送迎が難しくなっている」という現状があります。そこで、従来から提供しているバス停でバスを待つバスストップ方式に加え、重度化する利用者に対応するため自宅前まで送迎するドアtoドア方式を本格導入します。

ウ 障害者就労選択支援に向けた取組（新規）

令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（障害者就労選択支援）が本格スタートしました。現在、府中市内では、この障害者就労選択支援に取り組む事業所がないことが課題となっており、福祉センターでは、市内の障害者に不利益が生じないように、府中市と協議の上、事業の実施に向けて取り組みます。

エ 災害を想定した各種訓練の実施

多摩川の氾濫時における浸水区域に立地している当センターでは、通常の避難訓練に加え、水害を想定した安全区域への避難訓練を実施するとともに、通所者を対象とした宿泊訓練を実施し、福祉避難所を設営した場合の課題整理をします。

本年度の事務事業の推進にあたっては、府中市をはじめ各種機関、団体、企業等とより一層連携を深め地域福祉が着実に前進するよう以上の基本方針を柱に事業を推進します。

事業計画

I 社会福祉事業

1 地域福祉活動推進事業

(1) 法人運営事業

ア 組織運営事業

(ア) 役員会等活動

当協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連のある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

事項	目標	概要
a 理事会	回数 年4回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保)	法人運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。
b 理事等協議会	回数 随時	法人運営及び業務に関する重要事項の中で会長がその時々の特に重要と認める事項について協議する。
c 評議員会	回数 年3回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保)	法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。
d 監査	回数 年2回 ・監査資料の研究に努める。 ・指摘事項の早期改善に努める。	理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。
e 評議員選任・解任委員会	回数 随時	評議員の選任及び解任を行う。
f 第三者委員	回数 年1回(随時) ・苦情処理の迅速かつ適切な対応に努める。	苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。
g 情報公開審査会	回数 随時 ・迅速かつ適切な対応に努める。	文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。
h 個人情報保護審査会	回数 随時 ・迅速かつ適切な対応に努める。	個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。
i 表彰審査会	回数 年1回 ・表彰の公平性に努める。	表彰規程に基づき、市民表彰・会員表彰・役職員等表彰の被表彰候補者を審査する。

事 項	目 標	概 要
j 地域福祉活動 計画推進委員会	回数 年2回 ・活動計画の円滑な推進に 努める。	第4次地域福祉活動計画の進行管理 及び評価を行う。
k 地域福祉活動 計画策定委員会	回数 年4回 ・活動計画の円滑な策定に 努める。	第5次地域福祉活動計画の検討及び 策定を行う。
l 府中ボランテ ィアセンター運 営委員会	回数 年2回 ・地区社協構想と連動した ボランティア活動推進に 努める。	ボランティアセンターの円滑な運営 とボランティア・市民活動の推進を 図るための検討を行う。「ボラン ティアのまち府中」を目指します。
m は～もにい運 営委員会	回数 年2回 ・就労継続支援事業を推進 する。	は～もにいの運営方針及び事業に 関して検討する。
n 権利擁護セン ターふちゅう運 営委員会	回数 年2回 ・センターの円滑な運営に 努める。	権利擁護センター事業の運営方針 の検討及び事業に関する指導・助 言等を行う。
o 権利擁護セン ターふちゅう事 例検討会	回数 年8回 ・成年後見制度の円滑な利 用促進に努める。	成年後見制度等の支援に係わる事 例及び制度活用に関する仕組み等 を検討し、制度の円滑な利用促進 に努める。
p 権利擁護セン ターふちゅう成 年後見制度利用 促進協議会	回数 年2回 ・関係機関の連携を深め権 利擁護支援の促進を図る。	本人に身近な支援者や後見人等 から構成されるチームに対し、専 門的助言等の支援や地域で生まれ た課題などに対する解決策等を 検討する。
q 心身障害者福 祉センター運営 委員会	回数 年2回	心身障害者福祉センターの管理 運営及び事業計画に関して、当 協議会に意見具申を行う。

(イ) 内部会議

事 項	目 標	概 要
a 役職員会議	回数 年14回	会務の執行を円滑に推進するた めに開催する。
b 業務連絡会	回数 年48回	役職員会議で決定した事項を 適切に処理し、各課での課題等 を検討し、各事業の円滑化を 図るために開催する。
c 係長主任会議	回数 随時	役職員会議で決定した事項を 適切に処理し、当協議会全体 業務の連絡調整を行うために 開催する。
d 衛生委員会	衛生委員会（法人全体）	職場の安全衛生及び職員の健 康管理

事 項	目 標	概 要
	回数 年4回 事業場衛生委員会 (3ヵ所) 回数 年36回	に関する事項を調整し、審議するために衛生委員会及び事業場衛生委員会を開催する。
e 地域福祉活動 計画推進プロジ ェクト	回数 随時	第4次地域福祉活動計画における行動計画の進捗状況の確認と調整を法人内で横断的に行う。
f 地域福祉活動 計画策定プロジ ェクト	回数 随時	第5次地域福祉活動計画の策定に向けた検討について法人内で横断的に行う。
g 虐待防止・権利 擁護並びに身体 拘束適正化委員 会	(a) 府中ケアサポートセ ンター 回数 年1回以上 (b) は～もにい 回数 年1回以上 (c) 心身障害者福祉セン ター 回数 年3回 (d) 子ども発達支援セン ター 回数 年1回以上	虐待の防止等、適正な措置を行うため、虐待と疑われる事例の検証並びに防止のための研修等を行う。
h 感染対策委員 会	(a) 府中ケアサポートセ ンター 回数 随時 (b) は～もにい 回数 年4回 (c) 心身障害者福祉セン ター 回数 年4回 (d) 子ども発達支援セン ター 回数 年4回	適切な感染予防・再発防止策等必要な措置を講じるため、感染に関する最新情報の把握に努め、感染対策マニュアル等の見直しを行う。また、研修・訓練、及び日々の業務から表出した課題を共有し、必要に応じて課題解決の方法を検討する。

(ウ) 法人運営 (担当 総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 情報公開	・運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。	情報公開規程に基づく開示申出、個人情報保護規程に基づく自己情報開示請求に対応する。
b 苦情解決	・提供する福祉サービスについて、ご利用者等からの	苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置による苦情解決を行

事 項	目 標	概 要
	苦情の適切な解決に努める。	う。
c ヒヤリハット (気づき)	・内容を共有、検証し、再発防止に努める。	重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の軽微な事故やトラブルの発見を通し、事故や災害の防止に努める。また、良かったこと評価されたことも併せて共有する。
d 事故報告	・安心安全なサービス提供のため、事故原因の分析を踏まえ、改善策等を検討する。	東京都及び府中市へ定められた基準に基づき事故内容、改善策を報告する。
e ふれあい募金箱の設置	設置数 43件 ・募金箱の増設に努める。	ふれあい募金箱を市内の店舗等に設置し、自主財源の確保に努める。

(エ) 事務局機能 (担当 総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 職員研修の実施	階層別研修 (法人全体) O J T研修 随時 新任研修 随時 中堅職員研修 随時 管理職研修 随時 全体研修 随時 総務研修 随時 地域福祉研修 随時 障害者就労支援研修 随時 権利擁護研修 随時 心身障害者福祉センター研修 基本研修 随時 作業生活実習訓練研修 随時 機能訓練研修 随時 地域生活支援研修 随時 就労支援研修 随時 子ども発達支援センター 地域支援・相談支援研修 随時	質の高いサービス提供に向けて、東京都社会福祉協議会や関係機関が実施する研修会等に参加するとともに、内部研修を実施し、職員の基本的・専門的能力の向上に努める。 研修計画を基本とし、随時見直ししながら必要な研修を実施する。 虐待防止など既定の研修を実施す

事 項	目 標	概 要
うの発行	発行部数 130,950部	地域活動の情報を発信する。

(ウ) 普及宣伝 (担当 総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a パンフレットの発行等	・当協議会のしおり 随時 ・社協の各種事業、地域行事でのPR 随時	当協議会のポスター、しおり、パンフレット等を作成し配布する。また、様々な地域のイベント、社協の各種講演会などを通して、PRに努める。
b ホームページ等による情報提供	アクセス数 20,000件 ・定期的な更新に努める。	福祉関係情報の提供を行う。また、SNS等を活用し福祉情報の発信に努める。

ウ 連絡・調整事業

(ア) 施設団体等連絡調整

事 項	目 標	概 要
a 関係機関・団体等との連絡調整	府中市をはじめとする各関係機関・団体等と連携を深め地域福祉が着実に前進するよう努める。	府中市や東京都社会福祉協議会等が主催する会議に出席し、連絡調整を行う。
b 団体への協力	団体数 1団体	赤い羽根共同募金運動に事務局として協力する。
c 招待事業等の調整	件数 随時 ・各種団体との連絡調整事業の役割を担う。	他団体からの招待事業について、福祉関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。
d 後援・協賛	回数 年20回	福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。

(2) 地域福祉事業

ア 地域福祉事業

(ア) 福祉まつり (あったか府中ささえあいまつり) 事業

(担当 総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 福祉まつり (あったか府中ささえあいまつり)	参加者数 延15,000名 ・幅広い年齢層に参加してもらう機会を提供する。	「気付く・動く・つながる!! みんなが主役! 地域でささえあいまちづくり」を基本理念とし、市民に福祉への興味・関心・理解を広げ、誰もが暮らしやすい地域となるよう地域福祉の推進を図る。

(イ)「わがまち支えあい協議会（地区社協）」推進事業
 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 「わがまち支えあい協議会」の推進	地区数 11地区 地域説明会回数 年3回	地域住民が主体的に地域課題を把握して解決する場「わがまち支えあい協議会」を支援する。

(ウ) 地域福祉コーディネーター活動事業
 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 生活支援コーディネーターによる支援	1層（市内全域） 1名配置 2層（11地区） 11名配置 地域支援数 8,000件	2040年問題に向けて、地域包括ケアシステムを進化させるため、地域包括支援センターと連携強化し、地域の多様な関係主体やサービスを提供する事業主体と連携して生活支援体制の充実・強化を図る。
b 地域福祉コーディネーターによる支援	各文化センター圏域に複数名配置 個別支援数 年15,000件 地域支援数 年8,000件	制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、各文化センターエリアに地域福祉コーディネーターを配置し住民主体の地域づくりを進める。

(エ) ふれあいいきいきサロン (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a サロン交流会	回数 年1回	サロン活動者、これから立ち上げようとしている人、興味のある人を対象に交流会を行い、地域の支えあい活動を広めるとともに、サロン活動が地域課題解決のためのツールとして浸透するよう「わがまち支えあい協議会」への参加を促す。
b サロンマップ連絡会	回数 年1回	サロン活動のネットワークづくりのための連絡会を開催する。
c サロンマップの作成	回数 年1回	わがまちサロンマップを作成し市民へ周知することで、サロン活動の普及啓発と活動者への支援を図る。

(オ) 地域福祉リーダー養成研修
 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 地域福祉リーダー研修	講演会 回数 年1回 地域説明会 回数 年3回 地域なんでも相談員養成 研修 回数 年1回 地域なんでも相談員連絡 会 回数 年1回 地域なんでも相談員エリ ア懇談会 回数 年11回	「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の中心的な役割を担う人材を育成するとともに、市民の関心と気運を高めるため、講演会を開催する。 また、地域住民とのパイプ役を担っていただけるよう相談員の育成と相談員同士の連携を深め、地域のささえあい活動への積極的な参加を促す。

(カ) 火災見舞事業（担当 総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
a 火災見舞	随時	火災等の災害を受けた被災者又はその遺族に対して被災状況に応じ、見舞金、弔慰金を贈る。

(キ) 緊急援護事業（担当 地域活動推進課まちづくり推進係）

事 項	目 標	概 要
a 緊急援護	随時	事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する。

(ク) 食の支援を通じたネットワーク事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 食の支援を通じたネットワーク	各地域で実施されるフードドライブ・フードパントリー活動の後方支援。	住民主体によるフードバンク活動を支援し、「わがまち支えあい協議会」と連携した食を通じた地域の支えあい体制づくりを目指す。 各地域で実施されるフードドライブ・フードパントリー活動の後方支援。

(ケ) ひきこもり家族支援事業（調査研究）

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a ひきこもり家族支援	ひきこもり家族会 回数 年12回	ひきこもり状態にある方のご家族が孤立せず、安心して悩みを分かち合い、

事 項	目 標	概 要
		互いに支え合える「家族会」の立上げを目指して開催する。地域の中でご家族がつながり、それぞれの経験や知恵を分かち合いながら、安心して相談できる居場所を共に作り上げる会の後方支援。

イ 児童福祉事業

(ア) 保育園園外行事支援事業 (担当 総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 芋畑等の借上げ	団体数 20団体	私立保育園児の園外行事支援事業として、芋畑等を借り上げ、自然に親しむ機会を提供する。また、保育園や保護者へ社協PRに努める。

(イ) 支援対象児童等見守り強化事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 訪問員見守り	依頼件数 70件 訪問件数 2,000件	要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握を通じて子どもの見守り体制の強化を図る。
b 連絡会	回数 年6回	当協議会、子育て世代包括支援センター、訪問員等が出席し、ケースの確認、事業効果の検証、事業課題の解決に向けた協議を行う。
c 訪問員の育成	訪問員養成(オリエンテーション・研修) 回数 年1回 訪問員連絡会 回数 年1回	訪問件数の増加を想定し、地域なんでも相談員を対象に、訪問員の育成を行う。また、訪問員の学習の機会や、情報交換をする機会を作る。

ウ 在宅福祉サービス事業

(ア) ハンディキャブ貸出事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a ハンディキャブ貸出	登録者数 300名 貸出件数 70件	高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ(車いす移動車)の貸し出しをする。

(イ) 福祉有償運送事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 福祉有償運送	登録者数 50名 移送件数 90件	高齢者や身体に障害のある方で車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。

(ウ) 車いす等貸出事業 (担当 権利擁護課・総務課)

事 項	目 標	概 要
a 車いすの貸出	車いすステーション 拠点数 8カ所 貸出件数 250件 ・貸出体制の整備と長期利用者へのフォローを行う。	制度の狭間で車いすを借りることのできない方々に無料で車いすの貸し出しをする。
b テントの貸出	貸出 随時 (必要に応じて随時貸出)	自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸し出しをする。

(3) 在宅福祉助け合い等事業

住み慣れた地域で市民が支えあう会員制の事業を行う。

ア 在宅福祉助け合い事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

(ア) 会員の状況

事 項	目 標	概 要
a 会員数	利用会員数 320世帯 350名 協力会員数 320名	利用会員：市内に住むおおむね60歳以上の方及び心身に障害がある方、1歳から未就学児でサービスを必要とする方 協力会員：社会福祉及び本事業を理解し、サービスの提供に協力する方

(イ) サービス内容

事 項	目 標	概 要
a 基本サービス	訪問相談件数 1,000件 電話相談件数 6,000件 来所相談件数 400件	職員による相談対応 (認知症見守り等支援事業含む)
b 家事サービス	活動件数 8,800件	協力会員によるサービス 掃除、洗濯、買物・外出代行、食事作り、話し相手 (認知症見守り等支援事業含む)
c 介護サービス	活動件数 1,000件	協力会員によるサービス

事 項	目 標	概 要
		散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助 (認知症見守り等支援事業含む)
d 家庭支援サービス	活動件数 400件	協力会員によるサービス ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、入院時援助、留守宅援助、衣替え、大掃除、簡易修理
e 食事サービス	昼食 200食 夕食 2,500食	委託業者によるサービス 弁当(2種類)の配達(昼食・夕食) ・さくら(600kcal程度、塩分控えめ) ・けやき(一般向け)

(ウ) 研修

事 項	目 標	概 要
a ボランティア協力会員入門研修	回数 年12回	新たにボランティアや協力会員として、活動を始めたい方のための入門研修を行う。
b レベルアップ研修	回数 年1回 参加者数 30名	協力会員のレベルアップを目的に必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。
c 協力会員連絡会	回数 年1回	協力会員へ情報提供及び会員同士の情報交換を行う。

イ 認知症見守り等支援事業(市受託事業)

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 認知症見守り等支援	利用者数 10名 延時間数 200時間 ・市と連携しサービス内容の検討を行う。	認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方(在宅福祉助け合い事業の利用会員)に、在宅生活の継続及び質の向上並びに介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、見守り、話し相手及び散歩の付添を行う。

ウ 住宅セーフティネット住まい相談事業(市受託事業)

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 住宅セーフティネット住まい相談	相談件数 80件 ・関係機関との連携を強化する。	住宅確保要配慮者を対象とした住まい相談の窓口となり、府中市住宅課と連携し民間賃貸住宅への住居確保を目

事 項	目 標	概 要
		指すと共に、入居後の地域における生活支援までも一体的に支援する。

エ 産前産後家事・育児支援事業（市受託事業）

（担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター）

（ア）会員の状況

事 項	目 標	概 要
a 産前産後家事・育児支援	利用者数 50名 延時間数 1,500時間	妊娠中または子育て家庭の家事・育児負担を軽減し、安心して日常生活を送れるよう、食事の準備や片付け、掃除などの家事支援、オムツ交換やもく浴介助の育児支援、定期検診や予防接種などの付き添い、未就学児の兄・姉の世話や送迎などをおこなう。

（イ）サービス内容

事 項	目 標	概 要
a 基本サービス	訪問相談件数 200件 電話相談件数 1,200件 来所相談件数 50件	職員による相談対応
b 家事支援	活動件数 250件	協力会員によるサービス 食事準備、買い物、掃除、洗濯
c 育児支援	活動件数 1,600件	協力会員によるサービス 授乳、オムツ交換、もく浴、付き添い、留守宅援助

（ウ）研修

事 項	目 標	概 要
a 育児支援研修	回数 年3回	新たに育児支援活動を始めたい協力会員のための研修を行う。
b レベルアップ研修	回数 年1回 参加者数 30名	協力会員のレベルアップを目的に必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。
c 協力会員連絡会	回数 年1回	協力会員への情報提供及び会員同士の情報交換を行う。

オ 居住保証事業

（担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター）

事 項	目 標	概 要
a 居住保証	相談件数 50件 申請件数 10件	住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借

事 項	目 標	概 要
	保証件数 15件 ・関係機関との連携を強化する。	契約に係わる保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。

(4) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため、府中ボランティアセンターを運営する。

ア 市民啓発推進事業

(ア) 普及宣伝 (担当 地域活動推進課府中ボランティアセンター)

事 項	目 標	概 要
a 情報の提供	各種行事でのPR活動回数 4回	ボランティア活動に関する普及宣伝を行う。

(イ) 各種活動支援 (担当 地域活動推進課府中ボランティアセンター)

さまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、市内の施設や団体・企業等とのつながりを推進する。

事 項	目 標	概 要
a 相談支援	相談件数等 ニーズ相談件数 100件 ボランティア活動 相談件数 250件 福祉教育相談件数 450件 その他の相談件数 1,200件	ボランティア活動をしたい方と必要とする方、及びNPO団体等の市民活動団体等の市民活動団体や企業等からの相談を受け、助言、援助、連絡調整等を行う。
b 交流事業	連絡会の開催回数 1回	地域における市民の自主的な活動を促進するため、ボランティアグループ等の活動紹介を行うなど、地域でのボランティア活動を共有する。
c ボランティアへの活動支援	・登録ボランティア活動状況及び登録状況の把握 活動者実態調査人数 400名	登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう受給調整等の支援を行う。
d 活動の場の提供及び機材の貸出	随時	ボランティア活動室及び印刷機の利用を登録しているボランティア団体に場及び機材の貸し出しを行い、活動を支援する。

事 項	目 標	概 要
e ボランティア 保険の加入	随時	全社協及び東社協が実施するボランティア保険・行事保険の加入窓口を設置し、ボランティア活動を支援する。

イ 養成研修事業

(ア) ボランティア講座の開催

(担当 地域活動推進課府中ボランティアセンター)

新たにボランティアや、助け合い事業での協力会員として活動を始めたい方のための入門研修や活動経験のある方や活動を継続的に行っている方などの技術向上を図るため、専門研修を開催する。

事 項	目 標	概 要
a ボランティア 協力会員入門研 修(再掲)	回数 年12回	新たにボランティアや協力会員として活動を始めたい方のための入門研修を行う。
b 専門研修	回数 年1回 参加者数 30名	必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。

(イ) ボランティア体験の開催(担当 地域活動推進課府中ボランティアセンター)

事 項	目 標	概 要
a ボランティア 体験	ボランティア体験 参加者数 150名	小学生と保護者・中学生・高校生・大学生等や市民を対象にボランティア体験を開催し、体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。

(ウ) 福祉教育の推進(担当 地域活動推進課府中ボランティアセンター)

事 項	目 標	概 要
a 児童生徒のボ ランティア活動 普及事業協力校	指定校数 40校 連絡会の開催 回数 年2回	福祉教育を推進するために、協力校の指定をし、活動費の助成を行う。
b 児童生徒のボ ランティア活動 紹介展	回数 年1回 ・ボランティア活動紹介展 の開催。	ボランティア活動普及事業協力校で行われているボランティア活動の紹介展を開催する。
c 教職員に対す る研修会	府中市市立小・中学校教職 員研修 回数 1回 出席者数 50名 ・福祉教育への理解を深め る研修会を開催する。	小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図るための講座等を開催する。
d 出張ボランテ	車いす、ガイドヘルプ体験	出張ボランティア教室を実施し、学

事 項	目 標	概 要
ィア教室	など 回数 10回 参加者数 1,000名 講師の派遣など 回数 20回 参加者数 2,000名	校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援する。さらには、地域の社会福祉法人等の協力のもと、関わりを促し、福祉教育が地域で深められる活動となるよう働きかける。

(エ) 災害支援ボランティア（防災ボランティア）の推進
 (担当 地域活動推進課府中ボランティアセンター)

事 項	目 標	概 要
a 各種訓練	水防訓練 回数 年1回 総合防災訓練 回数 年3回 災害ボランティアセンター設置運営訓練 回数 年1回 地域の防災訓練に参加 回数 適宜	府中市主催の防災訓練への参加や有事に備え災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施するとともに平時から関係機関との連携強化を図る。
b 講座	はじめての災害ボランティア講座 回数 年1回 災害ボランティアセンター市民スタッフ養成講座 回数 年1回 災害を経験された方から学ぶ勉強会 回数 年1回 災害困りごとワークショップ 回数 年1回 防災まち歩き 回数 年6回	災害ボランティア講座を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。また、有事に備え、災害ボランティアと地域ニーズのマッチングなど、日ごろから住民同士のつながりを考える機会をつくる。

(5) 地域福祉活動助成金交付事業
 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 地域福祉活動助成金交付	交付団体数 50団体	地域課題を住民が主体となって解決する活動を行っている福祉活動団体に

事 項	目 標	概 要
		活動費の一部を助成する。

(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東社協受託事業）

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸し付けと必要な相談支援を行う。

事 項	目 標	概 要
ア 福祉資金	・相談者に寄り添った相談対応と申請手続きを実施する。貸付対象外の場合も自立相談機関と連携し、支援を行う。	生業・出産・療養等の具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸し付けを民生委員の相談援助活動により行う。
イ 教育支援資金	・地域福祉コーディネーターや自立相談支援機関と連携し金銭的支援にとどまらない相談者世帯の生活再建に向けた支援を行う。	学校教育法に規定する高校、専門学校大学等の授業料や入学する際に必要な入学金の貸し付けを民生委員の相談援助活動により行う。
ウ 緊急小口資金		緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸し付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸し付けを行う。
エ 総合支援資金		収入の減少や失業等により、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費等の貸し付けを行う。
オ 不動産担保型生活資金		一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行う。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東社協受託事業）

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 入学準備金	・書類作成を行い東京都社会福祉協議会に申請手続きを行う。	訓練促進給付金の支給を受けている方に入学金、通学費、制服代等の貸し付けを行う。
イ 就職準備金		就職にあたり必要な費用、転宅費用、被服費、通勤に要する費用の貸し付けを行う。
ウ 住宅支援資金		母子父子自立支援プログラムを受

事 項	目 標	概 要
		け、生活再建を行っている一人親に家賃分の貸し付けを行う。

(8) 福祉サービス利用援助事業（東社協受託事業）

ア 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 地域福祉権利擁護（日常生活自立支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を中心とした関係機関とのネットワークを築く。 ・利用者の実態を的確に把握するため、寄り添った定期支援を行い、適切な福祉サービスを常に利用できるようにする。 	福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を行う。
(イ) 生活支援員連絡会	回数 年2回 参加者：生活支援員登録者	専門員から生活支援員に向けて業務に必要な情報を発信し、また生活支援員同士が意見交換を図ることで円滑な支援の実施を目指す。

(9) 福祉サービス利用者総合支援事業

ア 府中市福祉サービス利用者総合支援事業（市受託事業）

（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 利用者サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実を図る。 ・関係機関と連携し相談者を支援する。 	福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。
(イ) 福祉サービス利用援助	・該当する事例がある場合、契約に向け調整を図る。	高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業を実施する。
(ウ) ふくし法律相談	回数 年6回	弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応（調整）を行う。
(エ) 利用者相談	相談件数 年1,600件	成年後見制度の利用相談を行う。
(オ) 普及啓発	関係者研修 回数 年1回 参加者数 100名	中核機関として、行政や地域包括支援センター等の相談機関及びサービス提供事業者等を対象に、権利擁護支援に関する必要な知識や情報を学ぶ機会を提供する。

イ 成年後見推進機関事業（市受託事業）

（ア）成年後見人養成事業（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
a 成年後見人の養成等	養成講習 回数 1回 受講者数 10名 連絡会 20名 研修会 20名 フォローアップ事業 20名	・成年後見制度の利用を促進するため、市民後見人として活動を行う人材を育成する。 ・後見活動メンバーに活動への理解・協力を促し、新たな市民後見人受任に向けて働きかける。 ・後見活動メンバーが今後の受任に備え、対人援助に関する知識の取得と技術の向上を目指す。 ・後見活動メンバーが活動に必要な知識や技術を習得する機会を設ける。

ウ 権利擁護センターふちゅう講演会（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
（ア）講演会	回数 年1回 参加者数 100名	判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進のため、中核機関として市民向けの制度の紹介及び相談機関としての権利擁護センターふちゅうの周知を図る。

エ 成年後見制度入門講座（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
（ア）成年後見制度入門講座	回数 全5回 参加者数 160名	参加者の関心に沿った分かり易い内容と質疑応答時間の確保等、双方向性を重視した設定で開催することにより、市民間に後見制度の普及を図る。

オ 出前講座（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
（ア）出前講座	回数 年10回	成年後見制度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等の依頼により出前講座を行う。

カ 後見人等連絡会（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
（ア）親族後見人等懇談会	回数 年1回 参加者数 20名	後見人等をサポートするとともに、後見人同士の懇談の機会を提供する。
（イ）第三者後見人等情報交換会	回数 年1回 参加者数 30名	後見人等をサポートするとともに、後見人同士の情報交換の機会を提供する。

事 項	目 標	概 要
		る。

キ 成年後見申立て支援（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 成年後見申立て支援	支援件数 年30件	相談者に寄り添い、適切な支援（申立て書類の作成、申立て同行等）を行う。

ク 法人後見・法人後見監督（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 法人後見・法人後見監督	法人後見件数 3件 法人後見監督件数 20件	・法人として成年後見人等を受任する。 ・市民後見人が選任された場合、後見監督人を受任する。

ケ 任意後見（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 任意後見	任意後見契約件数 1件	・法人として任意後見契約を締結し、適切な時期に任意後見監督人の申立てを行う。

コ 独自事業（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 権利擁護基金による助成	・該当する事案が出た場合速やかに対応する。	・成年後見制度申立て費用、後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。 ・市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。
(イ) あんしん支援事業	契約人数 10名	入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。

(10) 地域包括支援センター推進事業

ア 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 認知症対策事業（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
a 認知症に関わる講演会	回数 年1回 出席者数 200名 ・認知症になっても安心して生活できる府中を目指	認知症高齢者や若年性認知症の普及啓発をはじめ、認知症の基礎知識、認知症の対応などの理解を深める活動を通して、市民による地域での見守りの意

事 項	目 標	概 要
	す。	識向上を図る。
b 未来ノート・出前講座	販売数 300冊 ・未来ノートの普及を図る。	府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」にて高齢期に必要なとされる情報整理を推奨するとともに当該ノートの普及を促進するために老い支度カレッジにおける情報発信や市民団体・グループ等での講座を実施する。
c 介護者の会、認知症カフェの活動支援	回数 48回 参加者数 300名 認知症カフェ 1か所 ・介護者の会、認知症カフェのネットワーク化を目指す。	認知症や若年性認知症の正しい知識の普及啓発を行う。また、介護者の会や応援ボランティアの拡充を図るとともに、市民が市民を支えるための仕組みの一つとして、介護者の会の活動及び認知症カフェの立上げを支援する。
d 支援センターシステムの管理	・円滑なシステムの運用を目指す。	府中市と市内11か所の地域包括支援センター及び介護予防推進センターを結ぶシステムの円滑な運用に資するための管理を行う。
e 生活後退者自立支援	支援件数 2件	府中市と市内11か所の地域包括支援センターとの緊密な連携により対象者の把握及び調査を実施し、生活後退者の支援を行う。
f 老い支度カレッジ	回数 年4回	認知症への理解をはじめ、葬儀事情、医療・介護等サービスの利用手続き等、高齢期の課題に即した講演を通して、高齢期やその後の生活に必要な準備や考えについて情報発信する機会とし、未来ノートの普及につなげる。
g 若年性認知症関係者等学習会	回数 1回 出席者数 40名 ・若年性認知症の当事者、家族に対する理解を深め、相談支援体制を充実する。	相談支援を行う専門職や若年性認知症の家族を対象に研修を実施する。また、本人、専門職と家族で定期的に情報交換できる場づくりを行う。

(11) 多機関協働事業（市受託事業）（担当 権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
多機関協働事業	多機関との連携による相談者への地域や社会参加に向けた包括的相談支	既存の支援に関する会議体への参加及び調整を含め、多機関協働事業を通じた関係機関との連絡調整。支援関係

事 項	目 標	概 要
	援体制づくりに取り組む	機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプラン案を作成。 重層的支援会議及び支援会議の円滑な運営。

2 心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を支援する事業を実施する。

(1) 指定管理事業

ア 管理運営事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 施設管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する協定に基づき、それらに備えた実践的な訓練等による運営体制の充実 ・施設の効率的、効果的な運営 	<p>各種避難訓練等の継続をはじめ、福祉避難所運営訓練として、通所者を対象とした宿泊訓練の実施や物品の確保等、災害に備えた運営体制の充実をはかる。また、福祉避難所連絡会等を開催するなど、避難所間の連携に向けた取り組みを府中市と協議する</p> <p>福祉センターの施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。</p>

イ 生活介護事業（担当 心身障害者福祉センター作業生活実習訓練係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 基本活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状況や医療的ケアの有無に関わらず、日々の活動を通して、地域生活がより充実したものとなるよう支援する。 <p>在籍者数 59名 (定員 60名) 開所日数 241日</p>	<p>身体及び知的に障害のある方を対象に、通所による集団活動や社会生活の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常活動：利用者の特性に応じた種々の活動を提供 ・行事：館内行事、体験（外出）行事、招待行事等 ・医療的ケアの提供 など
(イ) 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって有意義な時間及び活動の創出 ・送迎に係る利用者の利便性向上 	<p>作業部門、生活部門の部門別のグループ分けを見直し、障害特性に応じた活動の提供に努め、随時、見直し及び改善を行う。</p> <p>送迎に関しては、ドアtoドア方式による送迎を本格的に導入し、循環送迎バス4台、ドアtoドア送迎車両2台体制</p>

事 項	目 標	概 要
		で運行する。また位置情報アプリを取り入れ、バスの運行状況を職員及び利用者が把握できるようにする。
(ウ) 家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・家族間及び職員と家族の関係性を深める機会を設ける。 ・将来の生活や社会資源の活用等、生活相談など家族が抱える課題解決に努める。 ・ご家族が福祉サービス情報等を学べる機会を必要に応じて設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談（年1回） ・家族懇談会（年1回以上） ・家族向け勉強会（必要に応じて） 他、随時相談対応など

ウ 障害者地域生活支援事業（地域生活支援センターみ～な）
（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 障害者地域生活支援	相談件数 5,700件 地域活動支援センター事業等 開設日数 264日 延利用人員 5,600名	相談支援事業（指定一般相談支援事業、地域移行支援事業、地域定着支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）、地域活動支援センターI型事業（講座・講習会・学習会等）を実施し、地域の障害者（児）及び家族の地域生活を総合的に支援する。また、障害支援認定調査を市から受託し、対象者の障害支援区分のための調査を実施する。

エ 障害者就労選択支援事業（新規事業／担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 障害者就労選択支援事業	指定障害者就労選択支援事業の実施	障害のある方が自分に合った働き方や就労系障害福祉サービスを正しく選べるよう作業体験とアセスメントを通じて適性や希望を整理し、ミスマッチのない就職を目指す支援を行う。

オ 機能訓練事業（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 機能訓練	在籍者数 45名 通所訓練	障害のある方を対象に、「家庭」「地域」で自立し、自信を持って暮らしてい

事 項	目 標	概 要
	延利用者数 3,100名 新規相談・見学等 40件 相談件数 360件 延 I A D L 訓練利用者数 2,000名	けるよう地域リハビリテーションを行う。
(イ) 地域リハビリ支援	自宅、施設訪問 10ヶ所 装具福祉機器、環境調整 助言 200件	自宅、地域の福祉施設等に機能訓練に係るリハビリ専門職が訪問し、指導、助言等を行う。

カ 訪問支援事業（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 訪問支援	在籍者数 4名 延利用者数 80件	外出が難しい障害のある方を対象に自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供する。また、地域で孤立している障害のある家庭を把握し訪問支援を行う。

キ 緊急一時入所事業（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 緊急一時入所	判定会議 随時 登録者数 350名 利用別 宿泊利用 250日 日帰り利用 50日 利用実人員 50名	障害のある方が居宅で介護を受けることができないとき、一時的に保護を行うことにより、障害のある方やその家族の地域生活を支援する。また、地域生活支援拠点として緊急要件での利用について関係機関と連携して対応するとともに、体験の場としての役割について検討する。

ク 施設等の貸出事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 施設等の貸し出し	多目的室 利用件数 300件 利用者数 3,000名 会議室（1.2） 利用件数 300件 利用者数 2,000名 浴室 利用件数 200件 利用者数 200名 プール	市内に住む、心身に障害のある方及びその家族、団体または、ボランティア及びボランティア団体を対象とし、多目的室等の貸し出しを行う。但し、図書は、市民全般を対象に行う。 （プール期間は、7月中旬から8月末日まで） 利用する方々が、安全かつ衛生的に利用できるような環境を整える。

事 項	目 標	概 要
	利用件数 70件 利用者数 1,200名	
	印刷機等 利用件数 50件 利用枚数 20,000枚	
	図書 利用者数 50名 利用冊数 100冊	

ケ 給食事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 給食	提供日数 241日 実人数 100名 食数 12,000食	機能訓練事業、生活介護事業の通所者を対象に、障害状況に応じた給食を提供する。

コ 送迎循環バス運行事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 送迎循環バス運行	利用人数 22,000名	施設利用者の交通手段の利便を図るため、送迎循環バス運行並びにドアtoドア方式の送迎を本格的に導入し、循環送迎バス4台、ドアtoドア送迎車両2台を運行。また位置情報アプリを導入し、バスの運行状況を職員及び利用者が把握できるようにする。（再掲）

サ その他全体行事等（担当 心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 福祉センターまつり	参加者数 900名	隣接する多摩職業能力開発センター府中校と共催で、福祉センターまつりを開催し地域住民に当施設の活動内容等についてPRを行う。
(イ) 広報活動	センター新聞（再掲） 年2回 2,000部 訓練室だより 作業生活 12回 780部 地域生活支援 12回 19,200部	市民、利用者、関係機関等へ福祉センターの活動内容を広くPRするため、センター新聞「ともだち」を発行する。また、通所者を対象に各訓練室だよりを随時発行するとともに、障害に対する理解啓発を図るため広報誌「よんで ² み～な」を発行する。
(ウ) 防火防災訓練	回数 年6回	火災、震災及び多摩川の洪水時における避難確保に備えて訓練等を実施す

事 項	目 標	概 要
		る。 ※訓練及び研修等、座学と実践を交えた訓練を実施

(2) 障害者就労支援事業（市受託事業／府中市障害者就労支援センターみ～な）
（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

障害のある方の職業生活を支える支援のほか、地域の就労支援機関との連携、福祉施設に対し一般就労を希望する方への支援方法の教示など専門的支援を担う。また、企業に対する障害者雇用促進の働きかけ、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・指導を行う。

事 項	目 標	概 要
ア 相談・支援等	相談・支援件数 17,000件	就労支援・定着支援・職場訪問・職業準備支援・職場開拓・実習支援・復職支援・離職支援・生活相談・将来設計、社会生活支援等を実施する。
イ 就労支援登録者	登録者数 570名 就労支援 職業支援件数 6,000件 就職準備支援件数 150件 職場開拓件数 40件 職場実習支援件数 10件 定着支援件数 280件 離職支援件数 110件 生活支援 日常生活支援件数 5,500件 不安や悩みの解消支援件数 4,400件 豊かな社会生活を築くための支援件数 400件 将来設計・自己決定の支援件数 110件	・登録制により実施する。 （対象は府中市民（援護元）） 就労面の支援 職業相談、就職準備支援、職場開拓、現場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援を行う。 生活面の支援 日常生活支援、安心して職業生活を続けるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計及び自己決定支援を行う。
ウ 余暇支援・講座等の開催	回数 120回	フリースペースの開放やサークル活動等の余暇支援をはじめ、学習会等の講座を開催する。
エ 地域開拓促進	情報提供件数 1500件	府中市障害者就労支援機関連絡会事務局として、就労支援ガイドブックの発行等、情報発信に努めるとともに、障

事 項	目 標	概 要
		害者就労関係（求人、実習、研修等）の情報提供を関係機関に行う。

3 府中市子ども発達支援センター（児童発達支援部門）運営事業

施設内で市が担当する総合相談や教育相談、就学相談と連携をはかりながら児童発達支援部門として発達相談や発達支援等の事業を実施する。地域における発達支援の中核機関として、関係機関との連携と地域の支援力の向上に取り組む。

(1) 発達相談・発達支援（担当 子ども発達支援センター発達相談・発達支援係）

事 項	目 標	概 要
ア 発達相談	<ul style="list-style-type: none"> 施設内他相談部署（市が担当する総合相談や教育相談など）との連携や役割分担などについて、相談実績を重ねながら整理する。 連携や情報共有にあたり、児童発達支援部門の役割について関係機関等へ丁寧に説明し、相互理解に努める。 	市が担当する総合相談からつながった18歳までの子ども及び保護者に対し、相談・発達評価等を行い、結果に基づいて適正な発達支援の提供や他の支援機関等に繋ぐ。子どもへの支援のみでなく、保護者や子どもが所属する機関等の支援にも取り組む。
イ 支援検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 対象児の発達に関する状況と、家族や利用中の社会資源等を総合的に検討し、適切な支援提案に努める。 	市が担当する総合相談の担当者等と協働で週1回実施する。初回相談後は必ず、その後は提供中の支援内容の変更・終了の際に実施し、公正かつ適正に多職種の視点から検討し保護者に支援の提案を行う。
ウ 個別支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者の寄り添い、発達を促す働きかけや環境調整を行うにあたり、より専門的視点から支援内容や連携ができるよう支援検討会議などで多職種の視点から支援を検討する。 	主に個別的課題への対応が優先される児を対象に、心理士・作業療法士・言語聴覚士・児童指導員等による個別支援プログラムを提供する。
エ グループ支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用対象児の増加と支援開始時期のばらつきが大きくなっている状況に対応するためのグループ編 	<p>保育士、児童指導員、心理士等が子どもの発達支援と保護者支援を目的に小集団でグループ支援を行う。</p> <p>主に2歳児までを対象とする親子活</p>

事 項	目 標	概 要
	成や回数設定を行う。 ・保護者支援として行う懇談会や面談のより有効な実施方法について検討する。	動グループと3歳児・4歳児・5歳児の保護者参観型グループ支援を行う。ねらいをもったグループ編成をし、各年齢15～20グループ程度設定する。 グループごとに保護者を対象とした懇談会やミニ勉強会を行う。 必要に応じて個別面談を実施する。
オ 保護者勉強会	・保護者が主体的に子どもの特性理解やこれからの見通しをもち、地域での相談力を整える機会として勉強会を実施する。	主に3歳児から5歳児の保護者を対象に、実施する。加えて年長児については相談期間の短い保護者を対象に、就学準備ができるよう情報提供等を目的とした「ミニ勉強会」を実施する。
カ 保育所等訪問支援	・公的に行う訪問支援の位置づけ、役割について引き続き検証し、園連携訪問とのすみ分け、有効な活用についても検討する。	子どもが所属する機関（保育所、幼稚園等）に訪問支援員（保育士、児童指導員、心理士等）が訪問し、直接支援・間接支援を通して、一定期間の支援を行うことで、集団適応を促すことを目的に支援を提供する（移行期の支援など）。

(2) 児童発達支援事業（通園 すてっぷ）

（担当 子ども発達支援センター発達相談・発達支援係）

事 項	目 標	概 要
ア 基本事業	・子どもの発達段階や理解、特性に合わせた環境を整備し、一人ひとりに合わせた支援を提供する。職員の専門的資質を高め、より適切な発達課題の発見、プログラム提供及び保護者支援を行う。 定員 40名	通園すてっぷ（児童発達支援事業）を母集団として継続して週5日（年齢によって週2日）通う、通園型の療育を提供する。生活課題の支援やプログラムを通して、運動・感覚・認知・言語や社会性の育成に取り組む。 親子分離の単独通園を基本とする。
イ 行事	・幼児期の発達、経験の広がりにつながる機会として、子どもたちに合わせたねらいや時期を年間で計画し、実施する。	幼児期に所属集団で経験することが望ましい行事について、親子にとって、よい経験につながるよう、工夫や必要な配慮を行う。 遠足、運動会、クリスマス会など
ウ 家族連携支援	・保護者が相談しやすい関	日常的な連絡帳、電話、申し送り

事 項	目 標	概 要
	係づくりや環境整備、家族参加プログラムの推進 ・保護者間のつながりや、相互の学びの機会を提供する	面談、家庭訪問 子ども理解や進路についての相談 ペアレントプログラム 参観・活動参加プログラムなど 卒園児など先輩保護者との関わり
エ 保健健康	・健康状況を把握し、安全配慮のもと、心身の健康を図る	医師面接、内科（小児科）健診 歯科検診、歯科予防指導 個別の健康配慮対応（アレルギー、てんかんなど）

（３）地域支援・相談支援

（担当 子ども発達支援センター地域支援・相談支援係）

事 項	目 標	概 要
ア 障害児相談支援・特定相談支援	・子どもと保護者がよりよく地域で生活するため福祉サービスのコーディネートを行い、関係機関と連携し支援を行う。	児童発達支援部門の一事業として、相談支援の必要性が高い子どもと家族に計画相談支援を実施する。発達及び生活を支えるための福祉サービス利用等のコーディネート、モニタリングやサービス担当者会議を通じた関係機関連携を行う。
イ 関係機関巡回相談	・学童クラブへの巡回回数を増やす。 ・巡回相談員連絡会を通し巡回相談の均質化や有効な支援の展開につなげる。	各機関が発達支援の観点から支援することが有効な子どもの対応について知見を深めることができるよう、市内保育所、保育園、幼稚園、学童クラブからの依頼に対し、心理士等の専門職を派遣し、子どもの発達に関する相談等に応じる。
ウ 地域支援・地域連携	・地域の関係機関に対し、発達支援に関する理解を深める機会を提供し、地域の支援機関の支援力向上を目指す。 ・関係機関との連携強化に努める。	発達支援の視点を地域関係機関と共有し児童発達支援部門を活用できるよう、関係機関職員研修を実施する。 市が実施する啓発活動への協力や、福祉まつり、福祉センターまつり等での啓発活動を行う。 同施設内の他部門（総合相談、教育相談・就学相談）との役割分担や有効連携についての検討に参画する。障害福祉、母子保健、子育て支援、保育、教育等の関係機関との情報交換を通じて、より

事 項	目 標	概 要
		有効な連携の方法を検討していく。

4 府中ケアサポートセンター運営事業

介護保険法における居宅介護支援事業、訪問介護事業等や介護予防・府中市日常生活支援総合事業、障害者総合支援法における介護給付事業等を実施する。

(1) 訪問介護事業（法人独自事業）

（担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター）

事 項	目 標	概 要
ア 訪問介護	延利用者数 110名 派遣回数 1,150回	訪問介護員（ホームヘルパー）等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
イ 訪問型サービス	国基準 延利用者数 140名 派遣回数 830回	
	市基準 延利用者数 90名 派遣回数 370回	

(2) 居宅介護支援事業（法人独自事業）

（担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター）

事 項	目 標	概 要
ア 居宅介護支援	居宅介護（予防）支援ケアプラン作成 介護給付数 60名 予防給付数 6名	介護認定を受けた要介護（要支援）高齢者を対象に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

(3) 居宅介護事業等（法人独自事業）

ア 障害者等居宅介護・同行援護事業

（担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター）

事 項	目 標	概 要
(ア) 居宅介護	延利用者数 90名 派遣回数 740回	利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の援助を行う。 ・身体介護及び家事援助等 ・居宅介護計画の作成及び変更 ・府中市が行うあつ旋、調整及び要請

事 項	目 標	概 要
		への協力 ・ 自立支援給付支給の申請等に関する援助 ・ 福祉サービス等の利用、申請その他生活に関する相談及び助言 ・ 特定相談支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービス事業者等との連携
(イ) 同行援護	延利用者数 70名 派遣回数 460回	自立支援給付の同行援護サービスの支給決定を受けた視覚障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護の援助（ガイドヘルプサービス）を行う。

イ 地域生活支援移動支援事業

(担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 移動支援	延利用者数 70名 派遣回数 730回	府中市地域生活支援事業の移動支援事業対象利用者からの派遣依頼書によって、登録ヘルパー（ガイドヘルプサービス）を適切に派遣し、その障害者の自立と社会参加の推進に寄与する等の援護を行う。

(4) さわやかサービス事業（法人独自事業）

(担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター)

事 項	目 標	概 要
ア さわやかサービス	高齢者 利用者数 20名 派遣回数 110回 障害者 利用者数 20名 派遣回数 110回	介護保険法で定める訪問介護サービス及び障害者総合支援法の障害福祉サービスを使用している利用者が可能な限り、在宅でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、法で定めるサービスの適用外や不足となるサービス等、生活全般にわたる援助を行う。

(5) 子育て世帯訪問支援事業（市委託事業）

(担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター)

事 項	目 標	概 要
ア 子育て世帯訪問支援事業	延世帯件数 5世帯 派遣回数 50回	家事・子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事支援や育児・療育支援を行う。

5 は～もにい運営事業

(1) は～もにい運営事業

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として就労継続支援B型事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

ア 喫茶コーナーの運営（担当 地域活動推進課は～もにい）

事 項	目 標	概 要
(ア) 喫茶コーナー	開設日数 304日 利用客数 9,000名 売上金額 7,000,000円	a 喫茶コーナーの運営 ・軽飲食等の販売を通して、障害がある方の社会参加と自立のための支援を行う。 ・季節ごとのフェアメニュー実施 b 運営委員会の開催 年2回
(イ) 利用者支援	・在籍者数16名(定員20名) ・支援向上の取組	・原則1日4時間週5日利用を1日2交代制で行う。 ・工賃時給350円、平均工賃4万円台目標 ・地域等の行事参加 年5回 ・レクリエーション 年3回 ・所員研修 年3回 ・実習生・ボランティア等受入 随時 ・内部会議 職員会議 月1回 ケース会議 月1回 虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会 年1回以上 感染対策委員会 年4回 ・職員研修 随時

イ 販売コーナーの運営（担当 地域活動推進課は～もにい）

事 項	目 標	概 要
(ア) 販売コーナー	開設日数 304日 利用客数 4,500名	市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。

事 項	目 標	概 要
	売上金額 2,500,000円 ・展示、販売方法を工夫し、 利用客増を目指す。	

(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業 (市受託事業)
(担当 地域活動推進課は～もにい)

事 項	目 標	概 要
ア 就労訓練	開設日数 300日 利用者数 16名 利用客数 6,500名 売上金額 4,000,000円 ・就労に必要な支援を提供する。	軽飲食等の販売を通して、障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を取得するための就労訓練を行う。
イ 施設管理業務	管理施設 1施設	障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

6 応急小口資金貸付事業

(1) 応急小口資金貸付事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 応急小口資金	生活福祉資金と同様	低所得者世帯の不時の僅少な出費等によって通常生活に困窮し、必要な資金を他から借り入れることが困難な世帯主に資金の貸し付けを行う。

(2) 短期貸付事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 短期貸付	生活福祉資金と同様	生活保護法による被生活保護世帯で、保護開始後の最初の生活保護費を支給されるまでの世帯主に、福祉事務所長の要請により資金の貸し付けを行う。

7 歳末たすけあい運動事業

(1) 歳末たすけあい運動 (担当 総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
ア 歳末たすけあい	目標額 360万円 ・募金目標額が達成できる よう実施方法について検	市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施し、当協議会を通じた地域福祉事業に充当す

事 項	目 標	概 要
	討する。	る。

II 公益事業

1 ふれあい会館管理運営事業受託事業

(1) 指定管理事業（担当 総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
ア 会議室等施設の貸し出し	利用回数 2,200回 利用人数 43,000名 会議室稼働率 65% ・市民サービスが低下しないよう引き続き円滑な運営に努める。 ・地域の福祉拠点となるよう施設の充実を図る。	市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図られるよう会議室等施設の貸し出しを行う。
イ 施設管理業務		会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

2 地域包括支援センター運営事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

<担当地区> 原則として府中市押立町・車返団地

(1) 地域包括支援センター事業（市受託事業）

（担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて）

事 項	目 標	概 要
ア 総合相談支援	相談件数 3,000件	要援護高齢者やその家族等からの各種相談に対し、電話、面接及び訪問等により指導、助言を行う。
イ 権利擁護	緊急対応件数 400件 虐待対応件数 120件 成年後見制度支援件数 50件 権利擁護担当者連絡会回数 6回	高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度支援について、関係機関と連携・調整し、高齢者の権利が侵害されることのないように努める。
ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアマネサロン回数 3回	地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援、資質向上及びネットワークの構築に努める。
エ 介護予防ケア	総合事業	要支援者及び総合事業の対象となっ

事 項	目 標	概 要
マネジメント	延利用者 500名 短期集中予防サービス 利用者数 5名	た方へ、適切なサービス提供ができるよう、介護予防ケアプランを作成してケアマネジメントを行う。 利用者の選定と利用にかかるケアマネジメントを行う。
オ 在宅療養相談窓口	相談件数 200件	市民および医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を行う。
カ 認知症初期集中支援チームによる支援	会議出席 1回 訪問 1回	認知症が疑われ、医療・介護サービスの利用が困難な方に対して、認知症疾患医療センター等との連携により認知症初期集中支援チーム員として、訪問等の支援を行う。
キ 地域包括支援ネットワーク	担当地区ケア会議 回数 6回 高齢者地域支援連絡会 回数 2回 民生委員との情報交換会 2回 わがまち支えあい協議会 回数 12回	個別課題解決の地域ケア会議として、担当地区ケア会議を開催する。 地域改題発見の地域ケア会議として、高齢者地域支援連絡会を開催する。 自治会、シニアクラブ等、地域の団体の活動に参加し、高齢者見守りネットワークの普及啓発等を行う。 地域関係者との情報交換として民生委員との情報交換会を開催する。 わがまち支えあい協議会へ参加し、活動の支援や情報提供を行う。
ク 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター 連絡会 3回	地域の社会資源やニーズを把握する。 多様な地域の組織、団体、サービス提供者等と連絡を取り、高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の構築をする。
ケ 家族介護者教室等開催	家族介護者教室等 回数 2回 認知症家族介護者教室 回数 6回	介護者の負担軽減や孤立防止を目的に家族介護者教室等を開催する。
コ 災害時要援護者への支援	救急医療情報キット申請 支援等 件数 3件 福祉避難所の開設・運営支	災害時要援護者名簿及び災害救急時医療情報キットの申請支援、自治会や民生委員が行う災害時要援護者事業のサポートを行う。 災害発生時に福祉避難所の開設・運

事 項	目 標	概 要
	援	営支援を行う。
サ 高齢者サービスの申請窓口 (ア) 介護保険認定申請代行・介護保険サービスの利用相談支援	介護保険認定申請代行等 件数 200件 介護保険サービスの利用 相談支援(件数:再掲(1)アの 件数に含まれる。)	介護保険認定の申請代行及び介護保険サービスの利用に関する相談や支援を行う。
(イ) 高齢者保健福祉サービスの利用相談支援	住宅改修申請代行 介護保険件数 10件 自立支援給付件数 5件 高齢者救急通報システム 申請代行件 20件 徘徊高齢者探索サービス 申請代行件数 2件 生活援助員派遣調整件数 4件	高齢者保健福祉サービスの利用に関する次の相談支援を行う。 ・住宅改修 ・高齢者救急通報システム ・徘徊高齢者探索サービス ・生活援助員派遣調整
(ウ) 福祉用具の利用相談支援	福祉用具の利用相談支援 (件数:再掲(1)アの件数 に含まれる) 30件	福祉用具の利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、選定、使用方法に関する相談及び助言を行う。
(エ) 高齢者住宅等の見守り支援	管理人連絡調整 313日 入居者見守り等 10回	高齢者住宅管理人との連絡調整及び入居者への見守り支援を行う。
(オ) 要援護高齢者の在宅生活支援	緊急・虐待対応など ※再掲(1)イ	要援護高齢者の在宅生活を支援するために市が指示する緊急又は臨時的措置を行う。
(カ) 認知症サポーター養成	「ささえ隊」養成講座 回数 4回	府中市認知症サポーター「ささえ隊」養成講座を行う。

(2) 指定介護予防支援事業

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

事 項	目 標	概 要
ア 介護予防支援	延利用者数 1,000名	介護認定を受けた要支援者を対象に、介護予防給付のサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行う。

(3) 要介護認定事業(市受託事業)

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

事 項	目 標	概 要
ア 要介護認定調査	件数 120件	府中市より依頼された対象者に対し、要介護認定調査を行う。

(4) 高齢者住宅管理事業（市受託事業）

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

事 項	目 標	概 要
ア 高齢者住宅管理	押立町やすらぎ 入居者 9名 管理人連絡会 回数 2回	府中市高齢者住宅の入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、安否の確認や緊急時の対応、建物管理等により在宅生活を支援する。

(5) 介護予防事業（市受託事業）

介護予防3事業（介護予防コーディネート事業、介護予防推進事業、地域デイサービス事業）が一本化され、「フレイル」予防の取り組みを加えて、高齢者が地域において自立した生活が送れるよう介護予防の取り組みを普及啓発する。

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

事 項	目 標	概 要
ア 地域交流ひろば	地域交流ひろば 会場 3ヵ所 回数 215回 ボランティア加算 212回	参加者が主体となり継続的に行う体操と交流の場として開催する。 各会場概ね週1回開催 申込み不要 参加費無料
イ 普及啓発	介護予防講座 回数 72回 講師派遣 回数 30回 フレイル予防講習会 回数 24回 事業説明会 (企画)回数 4回 (支援)回数 1回 イベント (企画・実施)回数 15回 (参加・支援)回数 20回 ふちゅう体操普及 回数 20回 訪問 回数 30回 面接	・介護予防のための体操や、講義を行う。 ・地域団体からの依頼により、介護予防に関する講義等を行う。 ・フレイル（虚弱）とならないための講習会を行う。 ・府中市の介護予防事業の案内や事業説明を企画して行う。 ・企画された事業説明会に協力する。 ・体力測定会等、介護予防のイベントを企画して行う。 ・企画されたイベントに協力する。 ・ふちゅう体操の普及啓発活動を行う。 ・対象者宅の自宅等に訪問し、介護予防事業の案内を行う。 ・訪問以外で対象者と直接会って介護予防事業の案内を行う。

事 項	目 標	概 要
	件数 20人	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者に電話して介護予防事業の案内を行う。 ・把握事業の未返信者で介護予防事業に未参加の方を訪問し、生活課題等を早期に把握する。 ・介護予防事業の案内を郵送等で行う。 ・介護予防に関する活動を行う自主グループの立ち上げ支援を行う。 ・「自主グループ立上支援」でできた自主グループの活動継続を支援する。 ・介護予防事業への参加を促す普及啓発活動を行う。 ・介護予防事業に関する会議へ出席する。 ・地域で行う会議等へ出席し、地域との関係づくりを行う。 ・介護予防事業にボランティアを活用する。
電話	件数 100人	
未把握者訪問	件数 200人	
ダイレクトメール	件数 200人	
グループ立上支援	回数 6回	
グループ育成活動	回数 60回	
普及啓発活動	回数 4回	
会議出席等	回数 60回	
地域ネットワーク	回数 50回	
ボランティア加算	100回	

Ⅲ 収益事業

1 販売事業（担当 総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
(1) 販売	自動販売機 設置数 60カ所 売上額 8,000,000円 売店の出店 店舗数 1カ所 売上額 200,000円 ・広報等により設置場所募集のPRに努める。	清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。

Ⅳ その他の事業

1 その他の事業

(1) 赤い羽根共同募金（担当 総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
ア 赤い羽根共同募金	目標額 320万円 ・市内施設に募集の仕組み	赤い羽根共同募金運動を実施し、市内福祉施設等の事業費や小地域福祉活

事 項	目 標	概 要
	を説明し、協力を促す。	動費等に配分する。

(2) その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する